

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	高田地区 (第五区、第六区、第九区、第十区、第十一区、第十二区、第十三区 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 20日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、町中央部の平坦地に位置し、区画整備事業が完了し、水稻を中心に作付けされており、主に地域内の担い手生産組織が耕作している状況である。  
 ・圃場の大部分は、1ha・0.5haの大型区画となっており、水稻栽培においては、直播栽培を取り入れ、効率的な作付け体系を確立している。  
 ・生産組織構成員の高齢化が進んでおり、今後の担い手の確保が課題である。

【地域の基礎的データ】農業者:21人(農林業センサス) 認定農業者:9人 新規就農者:0人  
 主な作物:水稻・ソバ等

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に作付けしていくが、更なる作業の効率化を図るためスマート農業技術等の導入など、生産性の向上を図っていく。  
 ・今後の担い手確保については、重要な課題の一つであり、現在の生産組織の法人化について検討も行っていく。  
 ・**農村環境を維持するため多面的機能支払交付金を活用し農道・水路の保全に努める。**

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	163.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・主に圃場整備完了区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・生産組織の法人化を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③⑩水稻栽培は直播栽培を継続しつつ、更にスマート農業を取り入れ、作業の効率化を図っていく。